

簡易開示（情報提供）について

和歌山県個人情報保護条例第 25 条の規定による開示請求の特例（以下「簡易開示」という。）に基づき、受験者は第 2 4 回和歌山県介護支援専門員実務研修受講試験に係る自身の分野別得点を、下記の方法により開示請求できます。

記

① 簡易開示の内容

受験者本人の「分野別得点」

※それぞれの問題の正否についてはお答えできません。

② 簡易開示を行う期間及び時間

・期間 令和 3 年 1 2 月 2 日（木）から令和 3 年 1 2 月 2 8 日（火）まで

・時間 9：00～12：00、13：00～17：45

※土曜日・日曜日を除きます。

③ 簡易開示を行う場所

和歌山県 長寿社会課（和歌山県庁北別館 1 F）

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

④ 簡易開示に係る開示請求をすることができる者

受験者本人に限ります。

⑤ 必要書類

・第 2 4 回和歌山県介護支援専門員実務研修受講試験 受験票

または

・第 2 4 回和歌山県介護支援専門員実務研修受講試験 合否結果通知

【注意】

必ず受験者本人が、簡易開示を行う場所において、必要書類を提示のうえ申し出ください。

電話による請求には一切お答えできません。

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局 長寿社会課
TEL：073-441-2519